

# 審 査 決 定 報 告 書

建設企業委員会

令和5年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第51号ほか4件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月22、23日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

## 1 議案第51号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、県庁南地区地区計画の都市計画決定に伴い、区域内における建築物の制限について、関係規定の整備を行うものであり、制限の内容及び既存建築物への影響について、区域内の雨水排水対策について、通学路の安全対策等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「地域住民の安全で快適な住環境整備に向け、各部署が連携を取りながら、効果的な対策を実施されたい」、「宅地化の進展は、税収の増加にもつながることから、将来的な都市の発展に資する計画となるよう留意されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 2 議案第52号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

本案については、遊具や防火水槽の設置基準等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「市民が安全に児童遊園を利用できるよう、指定管理者の現状を踏まえ、維持管理体制の強化に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 3 議案第54号 市道路線の認定及び廃止について

本案については、内原8-3152号線の移管の理由について、上市269号線の廃止後の用途等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 4 議案第56号 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区） 橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の変更について

本案は、工事材料の価格変動を踏まえ、契約金額の変更を行うものであり、

材料費増額の要因等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第53号 指定管理者の指定について（児童遊園）についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第56号  
以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和5年6月27日

水戸市議会議長 大津 亮 一 様

建設企業委員会

委員長 綿 引 健